

(別添2)

湯沢市熱中症対策指定暑熱避難施設の管理運用に関する協定書

湯沢市(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」)は、国の熱中症対策実行計画に基づき、市民等の暑さをしのぐ場所を確保し、開放する指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)の管理及び運用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定はクーリングシェルターを適正かつ円滑に管理し、及び運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(実施期間)

第2条 クーリングシェルターの実施期間は毎年度5月1日から10月31日までとする。

ただし、初年度は協定締結日を開始日とする。

(対象施設及び開放日時、受入可能人数)

第3条 本協定の対象であるクーリングシェルター及び開放することができる日時、受入可能人数は次のとおりとする。なお、熱中症特別警戒情報発表時は下記開放日時において必ず開放するものとする。

施設名	例:〇〇ショッピングセンター □□□店
施設住所	例:湯沢市〇〇町1-1
開放可能日時	例:水曜日(定休日)を除く〇〇時から〇〇時(営業時間と同じ)
受入可能人数	例:10人

(管理及び運用)

第4条 乙は、次の事項のとおり施設を管理及び運用する。

- (1)開館又は営業時間中は、避難者が自由に出入り可能とする。
- (2)冷房設備は、適切な温度設定とし、避難者が快適に過ごせる温度とする。
- (3)受け入れ可能人数に応じて、休憩できる椅子・ソファ等を配置する。(既存の備品で可)
- (4)避難者の熱中症予防のための飲食を可能とする。
- (5)入口など外部からわかる場所に指定のクーリングシェルター標示証の掲示を行う。
- (6)市のホームページ等によるクーリングシェルター公表に協力する。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項または疑義については、必要に応じ、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とし、甲または乙から文書による協定解除の申し出がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

(別添2)

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙署名及び押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 所在地 秋田県湯沢市佐竹町1番1号
名 称 湯沢市

代表者 湯沢市長

乙 所在地 秋田県湯沢市〇〇町〇番〇号
名 称

代表者